諮問庁：防衛大臣
諮問日：令和８年４月２１日（令和８年（行情）諮問第５１８号）
答申日：令和８年１０月３０日（令和８年度（行情）答申第７５３号）
事件名：「令和元年度研究計画」（防衛研究所）に基づき作成された研究報告の開示決定に関する件（文書の特定）

答　申　書

第１　審査会の結論

別紙の１に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙の２に掲げる各文書（以下、順に「文書１」ないし「文書５２」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）３条の規定に基づく開示請求に対し、令和２年８月２４日付け防官文第１３３７９号及び同年１０月２１日付け同第１６４８９号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各開示決定（以下、順に「原処分１」及び「原処分２」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

２　審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

（１）原処分１に係る審査請求書

アないしカ　（略）

（２）原処分２に係る審査請求書

アないしエ　（略）

オ　他に文書がないか確認を求める。

審査請求人は確認する手段を持たないため、開示請求対象に漏れがないか念のため確認を求める次第である。

カ　（略）

第３　諮問庁の説明の要旨

１　経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定した。

本件開示請求については、法１１条に規定する開示決定等の期限の特例

を適用し、まず、令和２年８月２４日付け防官文第１３３７９号により、別紙の２に掲げる文書１について、法９条１項の規定に基づく開示決定処分（原処分１）を行った後、同年１０月２１日付け同第１６４８９号により、別紙の２に掲げる文書２ないし文書５２について、法９条１項の規定に基づく開示決定処分（原処分２）を行った。

本件各審査請求は、原処分に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分に対する審査請求について、各審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約５年４か月ないし約５年７か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起されており、それらにも対応していたことから、本件諮問を行うまでに長期間を要したものである。

２　審査請求人の主張について

（１）審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。

（２）審査請求人のその他の主張は、令和７年５月１４日付け情個審第１７５５号等により情報公開・個人情報保護審査会から通知された意見を踏まえると、法１９条１項に規定する諮問をしなければならない場合に該当しない。

（３）以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第４　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

①　令和８年４月２１日　　諮問の受理

②　同日　　諮問庁から理由説明書を収受

③　同年１０月２６日　　審議

第５　審査会の判断の理由

１　本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、全部開示する決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定等を求めているところ、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

なお、諮問庁は、原処分１に係る審査請求についても併せて諮問しているが、その内容からすると当審査会で判断すべき内容はないと解されることから、当該処分に係る判断はしない。

２　本件対象文書の特定の妥当性について

（１）本件対象文書を特定した経緯について、当審査会事務局職員をして諮

問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア　本件請求文書は、「令和元年度研究計画」に基づき実施された調査研究に関する報告文書の開示を求めるものであると解し、該当する５１件の各研究成果報告書（文書２ないし文書５２）及びそれぞれの実施の概要等が記載された調査研究実施報告書（文書１）を特定した。

イ　「令和元年度研究計画」中の「令和元年度調査研究計画一覧」には、文書２ないし文書５２の外にも調査研究が記載されているが、これは実施期間が令和２年度以降にまで延長されたものである。

ウ　本件各審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

（２）当審査会において、令和元年度調査研究実施報告書（文書１）を確認したところ、これは令和元年度に実施された各調査研究の概要が記載された文書であり、その記載と本件対象文書とを突合すると、文書２ないし文書５２の調査研究は、いずれも文書１に記載されていることが認められる。また、文書１によれば、上記（１）イの事実が認められる。そうすると、上記（１）の諮問庁の説明は、首肯することができる。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められず、本件対象文書を特定したことは妥当である。

３　審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

４　本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

（第４部会）

委員　小野瀬厚、委員　徳本広孝、委員　野田　崇

別紙

１　本件請求文書

「令和元年度研究計画」（防衛研究所）に基づき作成された研究報告の全て。

２　本件対象文書

文書１　令和元年度調査研究実施報告書

文書２　令和元年度　特別研究成果報告書　外国軍隊における統合運用の状況について―米軍を中心として―

文書３　令和元年度　特別研究成果報告書　諸外国等におけるＩＡＭＤ（Ｉｎｔｅｇｒａｔｅｄ　Ａｉｒ　ａｎｄ　Ｍｉｓｓｉｌｅ　Ｄｅｆｅｎｓｅ）に関する取組

文書４　令和元年度　特別研究成果報告書　機雷及び海洋観測等機材の開発と取り扱い―法的観点から―

文書５　令和元年度　特別研究成果報告書　諸外国における安全保障に活用可能な革新的・萌芽的技術育成のための施策―防衛イノベーションの促進―

文書６　令和元年度　特別研究成果報告書　ハイブリッド戦、超限戦における指揮統制の体制

文書７　令和元年度　特別研究成果報告書　中国の軍民融合について

文書８　令和元年度　所指定研究成果報告書　日豪安全保障協力の強化－安保共同宣言から民主党政権時代まで－

文書９　令和元年度　所指定研究成果報告書　国際海洋法秩序とインド

文書１０　令和元年度　所指定研究成果報告書　サイバー空間の国際秩序の形成・維持に向けた防衛当局の役割―「サイバー『防衛』外交」の現状と課題―

文書１１　令和元年度　所指定研究成果報告書　人工知能技術が核抑止に及ぼす影響

文書１２　令和元年度　所指定研究成果報告書　近年の米軍作戦コンセプトの展開　マルチドメイン作戦（ＭＤＯ）コンセプトを中心に

文書１３　令和元年度　所指定研究成果報告書　中国のユーラシア外交と地域アークテクチャ

文書１４　令和元年度　所指定研究所成果報告書　南シナ海の領有権問題再考―東南アジアの視点から

文書１５　令和元年度　基礎研究成果報告書　韓国の軍事交流・協力（その２）

文書１６　令和元年度　基礎研究成果報告書　人工知能（ＡＩ）を活用したサイバー防衛の動向

文書１７　令和元年度　基礎研究成果報告書　米国の対イラン制裁再開

の影響
文書１８　令和元年度　基礎研究成果報告書　核兵器の解体・廃棄と検証
文書１９　令和元年度　基礎研究成果報告書　自国出身で外国においてテロ活動を行ったかテロ組織に参加した者、あるいはこれらの行為を計画した者の処遇－「イラク・レバントのイスラム国」の事例
文書２０　令和元年度　基礎研究成果報告書　経済と安全保障の連関
文書２１　令和元年度　基礎研究成果報告書　平和作戦における武力行使―国連中央アフリカ多面的統合安定化ミッション（ＭＩＮＵＳＣＡ）－
文書２２　令和元年度　基礎研究成果報告書　平和構築と国家建設－議論と展望－
文書２３　令和元年度　基礎研究成果報告書　トランプ政権における国防政策の展開
文書２４　令和元年度　基礎研究成果報告書　人民解放軍から見た人工知能の軍事に対するインパクト
文書２５　令和元年度　基礎研究成果報告書　中華人民共和国の対日経済政策の史的考察
文書２６　令和元年度　基礎研究成果報告書　ミンダナオ和平の現況――新たなムスリム自治区の設立に向けた動向
文書２７　令和元年度　基礎研究成果報告書　第２回米朝首脳会談の北朝鮮非核化の行方
文書２８　令和元年度　基礎研究成果報告書　エジプトにおけるイスラーム主義過激派に対する対抗イデオロギーの研究
文書２９　令和元年度　基礎研究成果報告書　東南アジアの地域紛争：タイ深南部和平対話と民政移管
文書３０　令和元年度　基礎研究成果報告書　プーチン政権下の現代ロシアにおける軍改革と軍事安全保障政策の変容
文書３１　令和元年度　基礎研究成果報告書　欧州安全保障の観点からみる英国のＥＵ離脱問題
文書３２　令和元年度　基礎研究成果報告書　ポストＩＮＦ条約の時代の安全保障環境に関する検討
文書３３　令和元年度　所指定研究成果報告書　米国の軍事的情報活動（その２）－第２次世界大戦における中国戦線を焦点として－
文書３４　令和元年度　所指定研究成果報告書　航空自衛隊創設時における航空機配属問題についての考察
文書３５　令和元年度　基礎研究成果報告書　自衛隊・米軍基地に関す

る事例研究（その１４）～沖縄に関する特別行動委員会ＳＡＣＯの合意をめぐる動き～

文書３６　令和元年度　基礎研究成果報告書　日本陸軍の水陸両用師団－運用面を中心に－

文書３７　令和元年度　基礎研究成果報告書　日本海軍の南太平洋方面における作戦方針の転換（１９４１～４２年）

文書３８　令和元年度　基礎研究成果報告書　ロシアにおける非正規戦争の起源－コーカサス戦争を中心に－

文書３９　令和元年度　基礎研究成果報告書　特設警備隊の制度と運用

文書４０　令和元年度　基礎研究成果報告書　太平洋戦争における日本海軍の防備体制－対潜戦、機雷戦の観点から－

文書４１　令和元年度　基礎研究成果報告書　太平洋戦争後半における日本海軍の航空一元化に関する一考察

文書４２　令和元年度　基礎研究成果報告書　中国国民党政権による戦後処理－日本占領地域に対する接収工作を中心に

文書４３　令和元年度　基礎研究成果報告書　統合幕僚会議の創設に関する研究

文書４４　令和元年度　基礎研究成果報告書　戦後日米関係の前史としての太平洋戦争終結（その１）

文書４５　令和元年度　基礎研究成果報告書　海上自衛隊草創期における潜水艦の運用構想の成立と発展に関する考察

文書４６　令和元年度　基礎研究成果報告書　陸上自衛隊の１３個師団体制成立後の防衛力整備－定数１８万人達成までを中心として－

文書４７　令和元年度　基礎研究成果報告書　在日米国軍事顧問団に関する研究－陸上自衛隊の草創期を中心に－

文書４８　令和元年度　基礎研究成果報告書　海上警備隊の創設に関する一考察－野村吉三郎が果たした役割を中心に－

文書４９　令和元年度　基礎研究成果報告書　湾岸戦争史（その４）

文書５０　令和元年度　基礎研究成果報告書　戦没者慰霊に係る研究－戦争社会学の視点から－

文書５１　令和元年度　基礎研究成果報告書　レファレンス対応に関する検討

文書５２　令和元年度　基礎研究成果報告書　史料室が所蔵する旧陸海軍史料の利便性向上のための研究－旧陸海軍主要人物を介した史料紹介を中心に－